

(別添1:適格機関投資家等特例業務に関する届出を行った者の状況)

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

代表者		業務の種類		主たる営業所又は事務所			ホームページ アドレス	他に行っている事業 の種類	資本金の額又は出 資の総額 (円)
(ふりがな) 氏名	役職	私募	運用	名称	所在地	電話番号			
()									

(注意事項)

- 1 「業務の種類」の欄には、法第63条第1項第1号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「私募」の欄に「○」と、同項第2号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「運用」の欄に「○」と記載すること。
- 2 「代表者」及び「資本金の額又は出資の総額 (円)」の欄には、届出者が法人である場合に記載すること。
- 3 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に () 書きで併せて記載することができる。

(別添2：適格機関投資家等特例業務に関する法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利の状況)

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

出資対象事業持分の名称	出資対象事業持分の種別	出資対象事業の内容		業務の種別		適格機関投資家の種別	適格機関投資家の数	適格機関投資家以外の出資者の有無	第233条の3各号に掲げる者の有無	公認会計士又は監査法人の氏名又は名称	適格機関投資家の商号、名称又は氏名
		(商品分類)	(内容)	私 募 ・ 運 用 別	届 出 の 種 別						

(注意事項)

- 1 未定の場合には、届出時点における見込みを記載すること。
- 2 「出資対象事業持分の種別」の欄には、「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約」、「社団法人の社員権」、「外国の法令に基づく権利」又は「その他の権利」の別について記載すること。ただし、出資対象持分が「電子記録移転権利又は令第1条の12第2号に規定する権利である場合にあっては」、「電子記録移転権利」又は「令第1条の12第2号に規定する権利」の別について併せて記載すること。
- 3 「出資対象事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。
- 4 「私募・運用の別」の欄には、法第63条第1項第1号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「私募」と、同項第2号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「運用」と、双方を行う場合は「私募・運用」と記載すること。
- 5 「届出の種別」の欄には、当該出資対象事業持分に関して行う業務が、証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）附則第48条第1項に規定する特例投資運用業務である場合は「附則48条」と、金融商品取引法の一部を改正する法律（平成27年法律第32号）附則第2条第1項に規定する旧法第2号適格機関投資家等特例業務である場合は「旧63条」と、同法による改正後の金融商品取引法第63条第1項第1号又は第2号に掲げる行為に係る業務である場合は「63条」と記載すること。
- 6 「適格機関投資家の種別」の欄には、当該出資対象事業持分の私募の相手方となる適格機関投資家又は金銭その他の財産の出資若しくは拠出をする適格機関投資家に関し、「金融商品取引業者等」、「金融機関等」、「投資事業有限責任組合」、「事業法人等」、「個人」、「外国法人又は外国人等」又は「その他」の別及びその数について記載すること。
なお、適格機関投資家の種別の定義は以下のとおりとする。
「金融商品取引業者等」
金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第14号）（以下6において「定義府令」という。）第10条第1項第1号又は第2号に掲げる者をいう。
「金融機関等」
同項第4号、第5号、第7号から第17号まで、第19号又は第21号に掲げる者及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成9年大蔵省・農林水産省令第1号）附則第36条の規定により適用する定義府令第10条第1項の特定承継会社をいう。
「投資事業有限責任組合」
定義府令第10条第1項第18号に掲げる者をいう。
「事業法人等」
同項第20号、第23号イ又は第23号の2に掲げる者（第23号イに掲げる者にあっては、居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第5号前段に規定する居住者をいう。以下6において同じ。）に限る。）をいう。
「個人」
定義府令第10条第1項第24号イに掲げる者（居住者に限る。）をいう。
「外国法人又は外国人等」
同項第3号、第6号、第22号、第23号イ、第23号ロ、第24号イ、第24号ロ又は第25号から第27号までに掲げる者（第23号イ及び第24号イに掲げる者にあっては非居住者（外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。）に限り、第23号ロ及び第24号ロに掲げる者にあっては外国の法令に基づく契約に係る業務執行組合員等である場合に限る。）をいう。
「その他」
定義府令第10条第1項第23号ロ又は第24号ロに掲げる者（外国の法令に基づく契約に係る業務執行組合員等である場合を除く。）をいう。
- 7 「適格機関投資家以外の出資者の有無」の欄には、適格機関投資家以外の者を相手方として当該出資対象事業持分の私募を行う場合又は適格機関投資家以外の者から出資若しくは拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行う場合に「有」と記載し、それ以外の場合は「無」と記載すること。
- 8 「第233条の3各号に掲げる者の有無」の欄には、第233条の3各号に掲げる者を相手方として当該出資対象事業持分の私募を行う場合又は第233条の3各号に掲げる者から出資若しくは拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行う場合に「有」と記載し、それ以外の場合は「無」と記載すること。
- 9 「公認会計士又は監査法人の氏名又は名称」の欄には、「第233条の3各号に掲げる者の有無」の欄に「有」と記載した場合に、当該業務に係る出資対象事業の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面について監査を行う公認会計士又は監査法人の氏名又は名称を記載すること。
- 10 「適格機関投資家の商号、名称又は氏名」の欄には、当該出資対象事業持分の私募の相手方となる全ての適格機関投資家又は金銭その他の財産の出資若しくは拠出をする全ての適格機関投資家の商号、名称又は氏名を記載すること。

(第4面)

(別添3：役員及び政令で定める使用人並びに適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所等の状況)

商号、名称又は氏名

1 役員及び政令で定める使用人の状況 (年 月 日現在)

(ふりがな) 氏名又は名称	役職	政令で定める使用人の種別
()		
()		
()		

(注意事項)

- 1 外国法人にあっては、国内における代表者（法第63条第7項第1号ニに規定する者をいう。以下この様式において同じ。）について本表に記載する必要はないが、「3 国内における代表者又は国内における代理人の状況」欄に記載すること。
- 2 「政令で定める使用人の種別」の欄には、「法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人その他これに準ずる者」又は「運用を行う部門を統括する使用人その他これに準ずる者」に該当する場合に、その種別について記載すること。
- 3 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。

2 適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状況

名 称	所 在 地	電 話 番 号

(注意事項)

適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所ごとに記載すること。

3 国内における代表者又は国内における代理人の状況

(ふりがな) 氏名、商号又は は 名 称	所 在 地 又 は 住 所	電 話 番 号

(注意事項)

- 1 届出者が外国法人である場合には国内における代表者について、外国に住所を有する個人である場合には国内における代理人（法第63条第7項第2号ニに規定する者をいう。）について記載し、それ以外の場合は記載を要しない。
- 2 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名、商号又は名称」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。

【記載上の留意事項】

(第2面)

(別添1:適格機関投資家等特例業務に関する届出を行った者の状況)

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

代表者		業務の種類		主たる営業所又は事務所			ホームページ アドレス	他に行っている事業 の種類	資本金の額又は出 資の総額 (円)
(ふりがな) 氏名	役職	私募	運用	名称	所在地	電話番号			
()									

(注意事項)

- 1 業務の種類」の欄には、法第63条第1項第1号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「私募」の欄に「○」と、同項第2号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「運用」の欄に「○」と記載すること。
- 2 「代表者」及び「資本金の額又は出資の総額 (円)」の欄には、届出者が法人である場合に記載すること。
- 3 氏を改めた者においては、旧氏及び名を 氏名 欄に () 書きで併せて記載することができる。

※詳細は、関東財務局ホームページに別掲の適格機関投資家等特例業務に関する届出書にかかる「記載例(PDF)」で説明しているので、誤りが無いう、必ず参照すること。

(別添2：適格機関投資家等特例業務に関する法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利の状況)

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

出資対象事業持分の名称	出資対象事業持分の種別	出資対象事業の内容		業務の種別		適格機関投資家の種別	適格機関投資家の数	適格機関投資家以外の出資者の有無	第233条の3各号に掲げる者の有無	公認会計士又は監査法人の氏名又は名称	適格機関投資家の商号、名称又は氏名
		(商品分類)	(内容)	私募・運用の別	届出の種別						

(注意事項)

- 1 未定の場合には、届出時点における見込みを記載すること。
- 2 「出資対象事業持分の種別」の欄には、「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約」、「社団法人の社員権」、「外国の法令に基づく権利」又は「その他の権利」の別について記載すること。ただし、出資対象持分が電子記録移転権利又は令第1条の12第2号に規定する権利である場合にあつては、「電子記録移転権利」又は「令第1条の12第2号に規定する権利」の別について併せて記載すること。
- 3 「出資対象事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。
- 4 「私募・運用の別」の欄には、法第63条第1項第1号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「私募」と、同項第2号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「運用」と、双方を行う場合は「私募・運用」と記載すること。
- 5 「届出の種別」の欄には、当該出資対象事業持分に関して行う業務が、証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）附則第48条第1項に規定する特例投資運用業務である場合は「附則48条」と、金融商品取引法の一部を改正する法律（平成27年法律第32号）附則第2条第1項に規定する旧法第二号適格機関投資家等特例業務である場合は「旧63条」と、同法による改正後の金融商品取引法第63条第1項第1号又は第2号に掲げる行為に係る業務である場合は「63条」と記載すること。
- 6 「適格機関投資家の種別」の欄には、当該出資対象事業持分の私募の相手方となる適格機関投資家又は金銭その他の財産の出資若しくは拠出をする適格機関投資家に関し、「金融商品取引業者等」、「金融機関等」、「投資事業有限責任組合」、「事業法人等」、「個人」、「外国法人又は外国人等」又は「その他」の別及びその数について記載すること。
なお、適格機関投資家の種別の定義は以下のとおりとする。
「金融商品取引業者等」
金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第14号）（以下6において「定義府令」という。）第10条第1項第1号又は第2号に掲げる者をいう。
「金融機関等」
同項第4号、第5号、第7号から第17号まで、第19号又は第21号に掲げる者及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成9年大蔵省・農林水産省令第1号）附則第36条の規定により適用する定義府令第10条第1項の特定承継会社をいう。
「投資事業有限責任組合」
定義府令第10条第1項第18号に掲げる者をいう。
「事業法人等」
同項第20号、第23号イ又は第23号の2に掲げる者（第23号イに掲げる者にあつては、居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第5号前段に規定する居住者をいう。以下6において同じ。）に限る。）をいう。
「個人」
定義府令第10条第1項第24号イに掲げる者（居住者に限る。）をいう。
「外国法人又は外国人等」
同項第3号、第6号、第22号、第23号イ、第23号ロ、第24号イ、第24号ロ又は第25号から第27号までに掲げる者（第23号イ及び第24号イに掲げる者にあつては非居住者（外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。）に限り、第23号ロ及び第24号ロに掲げる者にあつては外国の法令に基づく契約に係る業務執行組員等である場合に限る。）をいう。
- 7 「適格機関投資家以外の出資者の有無」の欄には、適格機関投資家以外の者を相手方として当該出資対象事業持分の私募を行う場合又は適格機関投資家以外の者から出資若しくは拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行う場合に「有」と記載し、それ以外の場合は「無」と記載すること。
- 8 第233条の3各号に掲げる者の有無」の欄には、第233条の3各号に掲げる者を相手方として当該出資対象事業持分の私募を行う場合又は第233条の3各号に掲げる者から出資若しくは拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行う場合に「有」と記載し、それ以外の場合は「無」と記載すること。
- 9 「公認会計士又は監査法人の氏名又は名称」の欄には、「第233条の3各号に掲げる者の有無」の欄に「有」と記載した場合に、当該業務に係る出資対象事業の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面について監査を行う公認会計士又は監査法人の氏名又は名称を記載すること。
- 10 「適格機関投資家の商号、名称又は氏名」の欄には、当該出資対象事業持分の私募の相手方となる全ての適格機関投資家又は金銭その他の財産の出資若しくは拠出をする全ての適格機関投資家の商号、名称又は氏名を記載すること。

※詳細は、関東財務局ホームページに別掲の適格機関投資家等特例業務に関する届出書にかかる「記載例(PDF)」で説明しているので、誤りが無いよう、必ず参照すること。

【記載例から抜粋】

※「出資対象事業の内容」の左の列(商品分類)には、参照表1に掲げる「商品分類」名から該当するものを記載し、右の列(内容)には参照表1の「内容の記載上の注意」に従って記載すること。

※「附則48条」(特例投資運用業務)に該当するファンドについては、「出資対象事業持分の名称」から「業務の種別」までを記載すれば足りる。

※参照表2に掲げる適格機関投資家の「種別」から該当するものを記載すること。

※適格機関投資家の「種別」ごとにその数をカッコ書きで記載すること。

※ベンチャー・ファンドについて特例的に追加された出資者が含まれる場合に「有」と記載すること。
また、会計監査を行う公認会計士又は監査法人の氏名又は名称を記載すること。

※全ての適格機関投資家について、商号、名称又は氏名を記載すること。

(第4面)

(別添3：役員及び政令で定める使用人並びに適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所等の状況)

商号、名称又は氏名

1 役員及び政令で定める使用人の状況 (年 月 日現在)

(ふりがな) 氏名又は名称	役職	政令で定める使用人の種別
()		
()		
()		

(注意事項)

- 1 外国法人にあっては、国内における代表者（法第63条第7項第1号ニに規定する者をいう。以下この様式において同じ。）について本表に記載する必要はないが、「3 国内における代表者又は国内における代理人の状況」欄に記載すること。
- 2 「政令で定める使用人の種別」の欄には、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人その他これに準ずる者」又は「運用を行う部門を統括する使用人その他これに準ずる者」に該当する場合に、その種別について記載すること。
- 3 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。

2 適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状況

名称	所在地	電話番号

(注意事項)

適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所ごとに記載すること。

3 国内における代表者又は国内における代理人の状況

(ふりがな) 氏名、商号又は 名称	所在地又は住所	電話番号

(注意事項)

- 1 届出者が外国法人である場合には国内における代表者について、外国に住所を有する個人である場合には国内における代理人（法第63条第7項第2号ニに規定する者をいう。）について記載し、それ以外の場合は記載を要しない。
- 2 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名、商号又は名称」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。

※詳細は、関東財務局ホームページに別掲の適格機関投資家等特例業務に関する届出書にかかる「記載例(PDF)」で説明しているので、誤りが無いよう、必ず参照すること。

【記載例から抜粋】

※役員を記載する際は、登録簿に掲載されている者のほか「相談役」「顧問」その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含めて記載すること。
※政令で定める使用人(下記注意事項2)を選任している場合は、当該使用人も記載すること(選任していない場合は、記載不要)。
※適格機関投資家等特例業務を行う者が法人でない団体である場合、役員については当該団体の構成員たる法人について記載し、政令で定める使用人については、当該団体及び当該団体の構成員たる法人において選任している場合に記載すること。

※役員が法人の場合は、職務執行者等の責任者を記載すること。

【記載例から抜粋】

※適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所を全て漏れなく記載すること。

※「主たる営業所」が登記上の所在地と異なる場合は、「登記上の所在地」も併記すること。

※届出者が電話番号を有していない場合には、適格機関投資家等特例業務を遂行するに当たって連絡先等として実質的に利用する電話番号(委託先を含む。)を、その名義と合わせて記載すること。

【記載例から抜粋】

※届出者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合にのみ記載すること。
(届出者が、国内法人又は国内に住所を有する個人である場合には、「該当なし」と記載すること。)

参照表1【商品分類及び内容】
※ 二層構造ファンドの親ファンドの商品分類を記載する際は、子ファンドの商品分類と同じ商品分類を回答して下さい。

	商品分類名	解説	内容欄の記載上の注意
1	ヘッジファンド	投資家の財産について、レバレッジ、デリバティブ取引、ロング・ショートなどの手法を用いて運用し、リターンの拡大を目指すファンドとする。	以下に掲げる投資戦略からいずれかを選択すること。
			マルチストラテジー 複数の戦略を組み合わせた戦略。
			株式ロング・ショート 値上がりが期待できる個別株式銘柄群のロングと、値下がりが期待できる銘柄群のショートを組み合わせた戦略。
			株式マーケット・ニュートラル 個別株式のロング・ポジションをコア・ポートフォリオとして保有しながら、先物やオプションを利用することによって市場下落リスクをヘッジし、ポートフォリオが市場の指標の実績を上回るよう、絶対収益を狙っていく戦略。
			ＣＢアービトラージ 企業が発行するＣＢと他の証券との価格関係を収益機会とする戦略。
			債券アービトラージ 割高な債券をショートし、割安な債券をロングにするポジションを取る戦略で、一時的な価格のゆがみが合理的な価格に収斂する過程における収益を追求するレラティブ・バリュース戦略の１つ。
			イベントドリブン 企業の合併や組織・事業再編、清算、破産等のイベントによって生じる価格変動をとらえて収益を追求する戦略。
			エマージング市場 新興国市場の株式・債券等を主な投資対象とする戦略。
			グローバル・マクロ 為替・金利・株式・商品等あらゆるグローバル市場で、市場のゆがみ・矛盾や方向性に投資機会を見出し、現物・先物・デリバティブを用いた積極的な運用により、市場の方向に関係なく収益を追求する戦略。
			マネージド・フューチャーズ 各国の先物（株式・金利・コモディティ・通貨）市場で投資を行い、価格やテクニカル指標等を基にシステムティックに取引を行う戦略。
2	アクティビスト・ファンド	主として上場企業の株式を発行済株式総数の数％～数十％取得し、株主としての権限を活用して、配当の増額や企業価値向上を通じた株価の上昇によるキャピタルゲインの獲得を目指すファンドとする。	複数のヘッジファンドに分散投資する戦略。
3	メザニン・ファンド	企業に対する資金供給として、デットのシニアの部分を銀行等がローンで出し、またエクイティをＰＥファンド等がとるとして、これらの間にあるデットの劣後部分に対して資金を供給するファンドとする。	主として上場企業の株式を発行済株式総数の数％～数十％取得し、株主としての権限を活用して、配当の増額や企業価値向上を通じた株価の上昇によるキャピタルゲインの獲得を目指すファンドとする。
4	ファンド・オブ・ファンズ	株券や債券等に直接投資を行うのではなく、それらに投資を行っている別のファンドに対して投資を行うファンドとする。	主として上場企業の株式を発行済株式総数の数％～数十％取得し、株主としての権限を活用して、配当の増額や企業価値向上を通じた株価の上昇によるキャピタルゲインの獲得を目指すファンドとする。
5	コンテンツ・ファンド	映画、ゲーム、アニメ等の製作のために当該事業を共に行わない者からの出資を受け、著作権等を取得し、その事業収益を得ることにより利益獲得を目指すファンドとする。	主として上場企業の株式を発行済株式総数の数％～数十％取得し、株主としての権限を活用して、配当の増額や企業価値向上を通じた株価の上昇によるキャピタルゲインの獲得を目指すファンドとする。

6	商品ファンド	ファンドの組成事業者が投資家から資金を集め、主として商品投資による運用を行い、それによって得られた収益を投資家に分配するファンドとする。	主な投資対象商品の種類（現物又はデリバティブ取引の別などを含む）、投資対象地域その他の基本的な投資方針・戦略の概要について記載すること。
7	現物ファンド（事業ファンド含む）	競走馬、アイドル、ワインなどの現物に投資するファンド及びホテル事業、飲食店経営、小売店経営などの事業に投資するファンドとする。	主な投資対象の種類（競走馬、アイドル、ワイン等）や事業種別（ホテル事業、飲食店・小売店の経営等）、投資対象地域その他の基本的な投資方針・戦略の概要について記載すること。
8	パイアウト・ファンド	原則として未公開企業に対して発行済株式総数の過半数の株式を取得する形で出資し、相当の期間（3年から5年程度）経営に参画し、生産性の低い部門等の分離し、業務効率化、経営戦略の変更等により、企業価値を高めた後、上場や株式売却によりキャピタルゲインを得ようとするファンドとする。	主な投資対象企業の業種、投資対象地域その他の基本的な投資方針・戦略（パイアウトの投資手法）の概要について記載すること。
9	事業再生ファンド	財政状況が悪く、破綻に近いステージにある企業に対して投資し、再生させることを通じて利益を得るファンドとする。	主な投資対象企業や事業の業種・地域的特色その他の基本的な投資方針・戦略の概要について記載すること。
10	不動産ファンド	不動産（又は不動産信託受益権）を取得・開発し、賃料その他当該不動産からの収益を得ることにより、利益獲得を目指すファンドとする。	主な投資対象不動産の種類（商業施設、オフィス、レジデンス、ホテル、物流施設）、投資対象地域その他の基本的な投資方針・戦略の概要について記載すること。
11	SRIファンド	環境対策や社会貢献活動などに熱心な企業に投資を行うファンドとする。	主な投資対象企業の業種、投資対象の種類（環境対策、社会的貢献活動の概要）その他の基本的な投資方針・戦略の概要について記載すること。
12	ベンチャー・ファンド	高成長が見込まれるベンチャー企業の未公開株式を発行済株式総数の数%～50%程度取得し、創業期をサポートしてハンズオン支援を通じて企業価値を高め、IPO時の株式売却により利益獲得を狙うファンドとする。	主な投資対象企業の業種、投資対象企業の成長ステージ（シード、アーリー、ミドル、レイター）その他の基本的な投資方針・戦略の概要について記載すること。
13	社会投資ファンド	道路、橋、送電線、学校など、経済社会活動を支える公共性の高いインフラに対して投資を行うファンドとする。	主な投資対象事業や社会資本の整備（道路、橋、送電線、学校等）の種類・開発手法、投資対象地域その他の基本的な投資方針・戦略の概要について記載すること。
14	セカンダリー・ファンド	他のファンドから投資対象である未公開株式を買い取ったり、ファンドの出資持分の譲渡を受けたりするファンドとする。	主な投資対象のファンドや企業の業種・特色・売買手法その他の基本的な投資方針・戦略の概要について記載すること。
15	その他	上記1～14のいずれにも当てはまらないファンドとする。	上記以外のファンドにおける主な投資対象の内容、リスク特性、投資対象地域その他の基本的な投資方針・戦略の概要について記載すること。

※ 二層構造ファンドの親ファンドの商品分類を記載する際は、子ファンドの商品分類と同じ商品分類を回答して下さい。

参照表 2 【適格機関投資家の種別】

種別	該当条文等
金融商品取引業者等	証券会社・投資運用業者【定義府令10条第1項（以下「定義府令」）第1号】
	投資法人【定義府令2号】
金融機関等	銀行【定義府令4号】
	保険会社【定義府令5号】
	信用金庫・信用金庫連合会・労働金庫・労働金庫連合会【定義府令7号】
	農林中金・商工中金【定義府令8号】
	信用共同組合＜届出＞・信用協同組合連合会・農業協同組合連合会（預金受入等が認められている者）等【定義府令9号】
	地域経済活性化支援機構【定義府令10号】
	東日本大震災事業者再生支援機構【定義府令10号の2】
	財政融資資金の管理・運用者【定義府令11号】
	年金積立金管理運用独立行政法人【定義府令12号】
	国際協力銀行及び沖縄振興開発金融公庫【定義府令13号】
	日本政策投資銀行【定義府令14号】
	業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合及び漁業共同組合連合会【定義府令15号】
	短資業者【定義府令16号】
	銀行法施行規則17条の3第2項12号に掲げる業務を目的とする株式会社（資本金5億円以上）＜届出＞【定義府令17号】
	年金基金＜届出＞、企業年金連合会【定義府令19号】
	信託会社＜届出＞【定義府令21号】
投資事業有限責任組合	投資事業有限責任組合【定義府令18号】
事業法人等	民間都市開発推進機構【定義府令20号】
	国内の法人（保有有価証券残高10億円以上）＜届出＞【定義府令23号イ】
	特定目的会社＜届出＞【定義府令23号の2】
個人	国内の個人（保有有価証券残高10億円以上）＜届出＞【定義府令24号イ】
外国法人又は外国人等	外国投資法人【定義府令3号】
	外国保険会社等【定義府令6号】
	外国信託会社＜届出＞【定義府令22号】
	外国の法人（保有有価証券残高10億円以上）＜届出＞【定義府令23号イ】
	【外国の組合の法人GP】外国の組合等の業務執行組合員（保有有価証券残高10億円以上）＜届出＞【定義府令23号ロ】
	外国の個人（保有有価証券残高10億円以上）＜届出＞【定義府令24号イ】

	【外国の組合の個人GP】外国の組合等の業務執行組員（保有有価証券残高10億円以上）＜届出＞【定義府令24号口】
	外国金融機関等＜届出＞【定義府令25号】
	外国政府等＜届出＞【定義府令26号】
	外国年金基金（純資産額100億円以上）＜届出＞【定義府令27号】
その他	【国内の組合の法人GP】組合、匿名組合、有限責任事業組合（保有有価証券残高10億円以上）＜届出＞【定義府令23号口】
	【国内の組合の個人GP】組合、匿名組合、有限責任事業組合（保有有価証券残高10億円以上）＜届出＞【定義府令24号口】